

明和町総合体育館

ネーミングライツパートナー募集要項

令和7年4月

明和町

明和町教育委員会

1. 趣旨

明和町では、町の新たな財源を確保するとともに、施設等の魅力、サービスの向上を図るため、民間企業等ならではのアイデアによる提案を基にしたネーミングライツパートナーの募集を行います。

2. 募集する提案

(1) 命名したい施設の愛称案

この施設に命名したい愛称案を募集します。ご提案いただいた愛称の採用が決定した場合、町は広報等を行うとともに、積極的な使用に努めます。ただし、条例等に規定する名称は変更せず、「愛称」として使用します。また、必要に応じて条例等に規定する名称を使用する場合があります。

(2) 命名権料

ご提案いただいた愛称の採用が決定した場合に、お支払いいただく金額の提案を募集します。命名権料とは別に、施設等の屋外表示又は案内看板の改修や設置を行う場合には、費用負担が発生します。

(3) その他

命名したい施設愛称、命名権料に加え、「効果的な施設運営」「町民サービス向上」「地域貢献活動」などについてご協力していただける事項がある場合は、併せて提案してください。また、施設等の屋外表示又は案内看板の改修、設置等を希望する場合は、その内容も併せて提案してください。名称や金額だけでなく、魅力ある明和町づくりへの貢献度や当該施設運営への貢献度などを含めて、総合的に判断します。

3. 提案のできる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する法人、法人以外の団体、法人等で構成される団体（以下、事業者等という。）が提案することができます。複数企業等で構成する1団体として提案することは可能ですが、その場合であっても代表者等を設定し、責任の所在を明確にする必要があります（連名等による申請はできません）。また、個人での提案はできません。

なお、応募資格については、明和町ネーミングライツ事業実施要綱（以下、「実施要綱」という）に記載されていますので、必ずご確認ください。

4. 提案の条件

(1) 愛称案

- ①『親しみやすさ』や『呼びやすさ』等を考慮し、町民等の理解を得られるような愛称としてください。
- ②利用者等の混乱を避けるため、原則として、契約期間中は愛称の変更はできません。
- ③実施要綱第8条に規定のとおり、使用できない愛称があります。ご確認の上、提案してください。

(2) 命名権料

原則として、事業者等からの提案金額とします。ただし、町の想定する金額と著しく乖離がある場合等は、審査対象とならない場合があります。なお、命名権料の年額に希望期間を乗じた金額を総額とし、納付は年度ごとに年額を一括で行っていただくこととなります。

(3) 契約期間

令和7年7月からの5年間として募集します。

(4) その他事項

「効果的な施設運営」「町民サービス向上」「地域貢献活動」などについてご協力していただける事項がある場合は、併せて提案してください。また、施設等の屋外表示又は案内看板の改修、設置等を希望する場合は、その内容も併せて提案してください。

また、申込（提案）にあたっては、この募集要項だけでなく、実施要綱を必ずご確認いただき、実施要綱に則って手続きを進めてください。

5. 審査について

提案いただいた内容については、町において審査の上、採用、不採用の通知をお送りします。審査にあたっては、名称や金額だけでなく、魅力ある明和町づくりへの貢献度や当該施設運営への貢献度などを含めて、総合的に判断します。また、事業者等の経営安定性、社会貢献活動なども判断材料となり得ます。

ただし、審査の内容、基準、具体的な評価については、事前・事後を問わず開示しません。

6. 提案の対象とする施設

明和町総合体育館

所 在：明和町大字坂本 1216 番地 1

T E L：0596-52-7130（本件について、施設への直接の問い合わせは厳禁とします）



その他：平成元年 10 月建築

鉄筋コンクリート造

一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

2 階建

延床面積 4434 m²

●施設の概要

社会体育施設として多くの町民に親しまれ、スポーツイベントや体力維持・向上のための活動等で日常的に活用されるほか、町が主催する各種イベント等でも利用されています。なお、令和 7 年 3 月末現在において、本施設は明和町スポーツ協会が指定管理者として管理しています。

●利用実績（令和 5 年度）

一般利用に加え、各種イベントや、町民文化祭・明和中学校の行事等で活用され、のべ利用者数（体育館前テニスコートを含む）は約 76,000 人でした。

●その他

施設の詳細については、明和町総合体育館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則をご確認ください。

なお、本施設は、今後、明和町広告掲載要綱に基づく公共施設有料広告事業の対象施設になる可能性があります。その場合、所定の場所に、ネーミングライツパートナー以外の企業等の有料広告が掲載される場合がありますので、同意の上、申込してください。

7. 備考

「8. 申込・提案について」のとおり募集を行い、6 月中旬をめどに採用又は不採用を決定します。その後、採用の場合には 6 月中に契約内容の協議を行い、7 月 1 日付での契約成立を予定しています。

その他、不明な点等については、明和町教育委員会 教育課 社会教育係、電話 0596-52-7124 までお問い合わせください。但し、内容によっては文書による提出をお願いする場合があります。なお、施設の下見等を希望される場合も、上記担当で調整しますので、施設への直接の連絡はご遠慮ください。

また、問い合わせ内容により回答に長時間要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、いただいた質問に対する回答は、必要に応じて町ホームページ等で公表します。
※問い合わせの受付は、土・日・祝日及び年末年始等の閉庁日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分までとします。

8. 申込・提案について

(1) 必要書類

実施要綱に規定の必要書類を、正本1部、副本7部準備してください。

特に指定の無い限り、正本はすべての書類について原本とし、副本は写しで結構です。なお、実施要綱第7条第5号に掲げる「直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの」は、税(国税、都道府県税、市町村税)の未納がないことを証する書類とします。

(2) 提出期限、提出方法

令和7年6月6日(金)17時までとします。ただし、提出状況によって延長する場合があります。その場合は町ホームページ上で案内します。

期限までに、明和町 教育課 社会教育係まで、郵送または持参により提出してください。

(3) 注意事項

- ・ ご提出いただいた資料は返却しませんのでご了承ください。
- ・ 提案内容について質問をさせていただくため、提案者に連絡をさせていただくことがあります。また、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・ 提案の成立・不成立に関わらず、明和町は提案及び対話・調整にかかるコスト(問い合わせ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等)の補填等を行いません。

9. その他

- (1) 提案が採用された場合は、原則として提案内容に基づいて契約を締結することとなります。提案内容は、町長が認めた場合を除き、途中で変更できません。
- (2) 提案にあたっては、明和町ネーミングライツ事業実施要綱をよくお読みいただき、内容に合致した提案をお願いします。
- (3) 複数の事業者等から提案があった場合でも、条件によってはすべての提案をお断りすることもあります。あらかじめご了承ください。
- (4) 採用条件を満たした複数の事業者等の審査結果が同一の評価となった場合は、くじ引きにより決することとします。
- (5) 審査結果については、すべての応募者に通知します。
- (6) 審査結果及び採用された提案内容は、町ホームページ等で公表する場合があります。
- (7) その他、情報公開請求があった場合には、「明和町情報公開条例」に基づき対応します。
- (8) 提案に伴って提出された各種資料に虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。また提案に伴って提出された各種資料は返却できません。

- (9) 愛称の決定後は、町は積極的に愛称を使用しますが、既存の印刷物等（愛称の決定時点ですでに作成に着手していた印刷物等を含む）については、原則として修正を行いません。
- (10) 提案内容及び提案者自身について、対象要件を満たしていることを確認するため、三重県警察その他関係機関等に情報照会を行う場合があります。
- (11) 「6. 提案の対象とする施設」に記載した面積等は、町が把握する施設台帳及び施工関係書類、案内資料等から転記しています。現況と誤差が発生している場合がありますので参考としてください。